

社会福祉法人ヘルプ協会  
役員報酬及び支給基準、評議員報酬基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「法人」という。定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 役員等は、非常勤とする。

(常勤の定義)

第3条 常勤と非常勤の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 常勤役員とは、概ね週3日以上、役員として専ら法人の経営に参画している者をいう。非常勤役員とは、それ以外の者をいう。
- (2) 常勤役員の1日の出退勤時間は、常勤職員就業規則上の時間に拘束されることはない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬について（別表1）に定める額を支給する。
  - (2) 出張する場合は、常勤職員の出張規程に準ずる額を支給する。
  - (3) 通勤交通費については、常勤職員給与規程に準じる額を支給する。
- 2 常勤役員等について（別表3）に定める退職慰労金等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、（別表2）に定める額を支給する。
- (2) 出張する場合は、常勤職員の出張規程に準ずる額を支給する。
- (3) 交通費は、第8条（旅費）に定める額を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人職員を兼務し、給与を支給しているものに対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬の支給方法及び時期等は、常勤職員給与規程に準じて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度に支給する。

(旅費)

第8条 非常勤役員の旅費については、交通機関の実費又は自家用車は往復の距離1kmにつき20円を実態により支払う。また必要により高速道路、有料道路の料金も支払う。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年6月9日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日、一部改定し同日より施行する。

この規程は、令和5年6月21日、一部改定し同日より施行する。

(別表1) 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	年額3,000,000円～8,000,000円	常勤(概ね週3日以上)

(別表2) 非常勤役員等の報酬

(理事)

	日額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(監事の報酬)

	日額
理事会等への出席	10,000円
監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(評議員選任・解任委員の報酬)

区分	日額
評議員会・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(別表 3) 常勤役員等の退職慰労金

(1) 退職慰労金の額の算出

当該役員の退職慰労金の額は、次の算式によって得たものとする。

$$\text{① 退職慰労金} = \text{最終報酬年額} / 12 \times \text{役員在任年数} \times \text{役位係数} \quad 1.5$$

② 各役位別の役位係数は次の通りとする。

$$\text{理事長} \quad 1.5$$

ただし、役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位を以って最終役位とする。

(2) 役員在任年数

当該役員の在任年数は、1カ年を単位とし端数は月割とする。

但し、1カ月未満の端数日数は1カ月とする。

(3) 功労加算金

理事会は、特に功績顕著と認められる当該役員に対しては、(1)により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

(4)弔慰金

任期中に死亡した時は、弔慰金を支給することができる。

(5) 在任中、役員として当然果たすべき善管注意義務を怠り、法人に損害を与えた役員に対しては、一部又は全額を支給しないことがある。